

サービス付き高齢者向け住宅事業登録等事務取扱要綱

〔平成23年10月19日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の事務について、同法および国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(同居者の要件)

第2条 規則第3条第2号の規定に基づき市長が認める者は、入居している高齢者の介護を行う者や入居している高齢者が扶養している児童、障がい者等とする。

(規模の基準)

第3条 規則第8条の規定で定める各居住部分の床面積の基準を25㎡以下に緩和する場合は、居間、食堂、台所等の高齢者が共同利用する部分の一戸当たりの床面積と、各専用部分の床面積の合計が25㎡以上となることを原則とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(登録申請書の添付書類)

第4条 規則第7条第1項第6号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者が定めた建物賃貸借契約書の書式
- (2) サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（様式第1号）
- (3) 規則第11条第1号イに規定する者に係る雇用契約書の写しその他雇

用関係および勤務条件等が確認できる書類

(4) 規則第11条第1号のロの規定に該当することを確認できる資格者証等の写し

(5) 暴力団排除にかかる登録拒否要件の確認情報（様式第2号）

(6) 前各号に掲げるものの他、市長が審査のために必要と認める書類

2 規則第7条第1項第2号に規定するサービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類は、加齢対応構造等のチェックリスト【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】（様式第3号）とする。ただし、既存の住宅その他の建物の改良として規則第10条第1号から第5号の規定を適用させることを市長が適当と認めるものについては、加齢対応構造等のチェックリスト【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から第5号に規定する基準】（様式第4号）を用いるものとする。

（登録の方法等）

第5条 法第7条第1項の登録は、サービス付き高齢者向け住宅登録簿（様式第5号）に記載してするものとする。

2 法第7条第3項の規定による登録した旨の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 法第7条第4項の規定による基準に適合しない旨の通知は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第4項の規定による適合しない旨の通知書（様式第7号）により行うものとする。

（登録の拒否の通知）

第6条 法第8条第2項の規定による登録を拒否した旨の通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第8号）により行うものとする。

（登録事項等の変更の通知）

第7条 市長は、法第9条第3項の規定により登録事項等の変更を登録したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更通知書（様式第9号）により登録事業者に通知するものとする。

(地位の承継の届出等)

第8条 法第11条第3項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事業者の地位承継届出書(様式第10号)によるものとする。

2 市長は、法第11条第3項の規定により準用する法第9条第3項の規定により登録事業者の地位の承継の登録をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事業者の変更通知書(様式第11号)により登録事業者に通知するものとする。

(廃業等の届出書)

第9条 法第12条第1項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書(様式第12号)によるものとする。

2 法第12条第2項の規定による届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業者破産手続開始決定届出書(様式第13号)によるものとする。

(登録の抹消の通知)

第10条 法第13条第1項第1号の規定による申請は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書(様式第14号)によるものとする。

2 市長は、法第13条第1項の規定により登録事業の登録を抹消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業抹消通知書(様式第15号)により登録事業者等に通知するものとする。

(登録の取消しの通知)

第11条 法第26条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書(様式第16号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第12条 法又はこの要綱の規定により市長に提出する申請書、届出書およびこれらに添付する書類は、正本1部および副本1部とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年8月24日から施行する。ただし、第4条に関する改正は、令和4年9月1日から施行する。